

## 第24回 原子力災害対策本部 議事録

### 1. 日時

2012年3月30日（金） 19：20～19：38

### 2. 場所

官邸4階大会議室

### 3. 出席者

本部長：野田佳彦内閣総理大臣

副本部長：枝野幸男経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）・原子力経済被害担当

事務総長：細野豪志環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当・内閣府特命担当大臣（原子力行政）

本部員：岡田克也副総理・行政改革担当・社会保障・税一体改革担当・公務員制度改革担当・内閣府特命担当大臣（行政刷新）、川端達夫総務大臣・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地域主権推進）・地域活性化担当、小川敏夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、平野博文文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、前田武志国土交通大臣・海洋政策担当、藤村修内閣官房長官、平野達男復興大臣・東日本大震災総括担当、松原仁国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・拉致問題担当、自見庄三郎郵政改革担当・内閣府特命担当大臣（金融）、古川元久国家戦略担当・内閣府特命担当大臣（経済財政政策、科学技術政策）・宇宙開発担当、中川正春内閣府特命担当大臣（防災、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画）、柳澤光美経済産業副大臣、米村敏朗内閣危機管理監

その他：班目春樹原子力安全委員会委員長、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、中塚一宏内閣府副大臣、園田康博内閣府大臣政務官、本多平直内閣総理大臣補佐官、山本庸幸内閣法制局長官

### 4. 配布資料

資料1：原子力災害対策本部 構成員

資料2：会議の公開等について（案）

資料3：東京電力福島第一原子力発電所における安全性評価とその対応

資料4：中長期ロードマップの状況について

資料5：警戒区域、避難指示区域等の見直しについて（案）

資料6—1：指定廃棄物の今後の処理の方針について（概要）

## 資料 6 - 2 : 指定廃棄物の今後の処理の方針

参考資料 : 原子力災害対策本部会議 議事概要 (平成 24 年 3 月 9 日公表分)

### 5. 議事録

○細野原発事故担当大臣 ただいまから「第 24 回原子力災害対策本部会議」を開催いたします。

本日の議題は、「原子力災害対策本部の構成員について」、「会議の公開等について」、「東京電力福島第一原子力発電所における安全性評価とその対応」について、「中長期ロードマップの状況について」、「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」、そして「指定廃棄物の今後の処理の方針について」と 6 項目、盛りだくさんでございます。

そのうち、2 つ目の「会議の公開等について」と、5 つ目の「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」につきまして、本日審議いたします。それ以外は、報告事項となりますので御承知おきください。

それでは、早速議題に入ります。

議題の第 1 は「原子力災害対策本部の構成員について」であります。資料 1 をごらんください。前回から閣僚等の交代がありましたので、本部員の変更がございます。資料 1 として、新しい構成員名簿を配付しておりますので御確認ください。

次に「会議の公開等について」、資料 2 をごらんください。これまで原子力災害対策本部会議の議事内容については、記者会見や報道発表を通じて情報発信に努めてまいりましたけれども、一方で、文書による記録が行われておりませんでした。このため、副本部長である枝野大臣の指示の下、第 1 回から第 23 回までの議事内容の記録を整備して、本年 3 月 9 日に議事概要として公表したところであります。

この件を踏まえ、今回の会議からは資料 2 のとおり、議事録の取扱いを始め、会議の公開等について定めたいと考えております。

なお、議事録の作成に当たっては、正確性を期すため録音を行います。また、録音された記録についても行政文書として情報公開の対象となります。

これについて、皆様御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○細野原発事故担当大臣 御異議なしということでございますので、このように取り計らいたいと思います。

今回より「会議の公開等について」は案のとおりといたしたいと考えております。

次に議題 3、「東京電力福島第一原子力発電所における安全性評価とその対応」と、議題 4 の「中長期ロードマップの状況について」、私から報告をさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所につきましては、昨年12月、専門家による緻密な検証作業を経て、万一不測の事態が発生したとしても、敷地境界における被ばく線量が十分低い状態で維持できるとの評価結果などを受けまして、冷温停止状態に達したことを確認いたしました。その結果として、再び周辺住民の方々に避難をお願いせざるを得なくなることはない判断をいたしました。

しかしながら、漏水、凍結などのさまざまなトラブルが引き続き発生をしております。周辺設備が仮設であることに伴う脆弱性が存在していることは事実です。そのため、3月28日、原子力安全・保安院から東京電力に対して、仮設設備を恒久的な設備に更新していくことなど、設備及び機器についての信頼性向上対策に係る実施計画を策定するよう指示を行いました。

これを踏まえて、同日3月28日に開催した政府・東京電力中長期対策会議の運営会議において、私から東京電力の「実施計画」が策定され次第、速やかに中長期ロードマップを改訂して的確に進捗管理を行うよう指示をいたしました。

さらに、廃炉工程の中には燃料デブリの取出しなど、今後の技術開発に依存するものもあり、現時点では具体的な方策が確定していないという意味で、不確実性を有することは否定できません。こうした作業は、技術開発に十分な時間をかけ、安全確保のための対策を十分に講じた上で着手させますし、十分に安全が確保できないようであれば実施させないことといたします。

また、廃炉作業に伴い、滞留水貯蔵タンクやがれきの一時保管施設、放射性核種分析などの研究拠点施設の整備など、新たな用地が必要となる可能性があります。放射性物質を扱う施設などを施設内に設置することは言うまでもないことですが、そのための用地を確保するため、場合によっては資材置き場、駐車場など放射性物質を取り扱わない施設や研究拠点施設を敷地外に設置することもあり得ます。このため、分析施設などの研究拠点を含め、敷地内外の施設整備について、構想の実現に向けて検討を加速するよう指示いたしました。

いずれにしても、周辺住民の方々には依然として、プラントの状況がわからない、まだ危険なのではないかといった不安の声が存在しており、こうしたプラントの現状や今後の対処方針を地元自治体や住民に正しく理解していただく活動が極めて重要であります。そのため、政府と東京電力が緊密に連携し、丁寧な説明を徹底するよう、併せて指示を行いました。

次に、議題5は「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」です。枝野大臣から御説明をお願いいたします。

○枝野経済産業大臣 資料5を御参照ください。クリップで留めてある一番下の2つを御参照いただくとわかりやすいと思います。

警戒区域及び避難指示区域等の見直しについては、昨年12月26日に本部決定した「基本的な考え方」に基づき、福島県及び関係市町村を始めとする関係者の方々と、協議・調整を行ってまいりました。

この結果、これまでに川内村、田村市、南相馬市との調整を終えたところで

ございます。

川内村については、村内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域とするが、一部の地域、貝の坂、及び荻の全区域については居住制限区域を設定する。

田村市については、市内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域を設定する。

川内村及び田村市に関する警戒区域及び避難指示区域については、いずれも平成24年4月1日午前0時に見直しを実施する。

南相馬市については、市内の警戒区域を解除するとともに避難指示区域を見直し、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を設定する。

対象区域が広域でもあり人口も多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、平成24年4月16日午前0時に見直しを実施する。

これら、以上はそれぞれの市・村とも調整ができております。他の市町村については、引き続き県、町村、住民などの関係者との緊密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意が得られるよう、最大限努力してまいります。

なお、特定避難勧奨地点については、現時点で解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとしたいと思っております。以上です。

○細野原発事故担当大臣 今、枝野大臣から区域の見直しにつきまして御説明がありました。これにつきまして、いかがでしょうか。どうぞ。

○松原国家公安委員長 警戒区域は、原子力災害対策特別措置法第20条、災害対策基本法第63条の規定に基づき設定され、区域の立入りが禁止されているものであります。これが解除された場合、現在実施している検問の法的根拠が失われるほか、不特定多数の者の入域が予想されることなどによる防犯上の環境の悪化が懸念されます。

こういった課題を踏まえ、警察では関係市町村と綿密に連携しつつ、被災地の実態に合わせて特別警ら隊、地域特別派遣部隊等によるパトロール活動、特別機動捜査派遣部隊による初動捜査活動、防犯カメラ等の運用等により、県民の安全・安心の確保を図っていく所存であります。

なお、今後、除染やインフラ復旧作業等の増加に伴い、不特定多数の者が現場に出入りすることによる犯罪の増加も懸念されることから、これらの事業の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導の実施を要請したところであります。

各省庁におかれても、所管事業に関する業界団体に対する御指導をお願いいたします。

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。各省庁に大変御負担をお願いすることになりますけれども、よろしく願いいたします。

では、お願いいたします。

○平野文部科学大臣 原子力損害賠償についてであります。

○細野原発事故担当大臣 大臣、この件をまず締めさせていただきますよろしいですか。

○平野文部科学大臣 結構です。

○細野原発事故担当大臣 区域の見直しについて、皆さんの方から御意見ございますでしょうか。

それでは、区域見直しにつきましては、今、枝野大臣が御説明いただいた形で御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。

それでは、いろいろ皆さん御意見がこれからおありかと思っておりますが、その前に最後に私の方から「指定廃棄物の今後の処理方針について」を簡潔に御説明申し上げます。資料6-1をごらんください。

放射性物質対処特措法におきまして、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える燃却灰等の指定廃棄物につきましては国が処分することになっておりまして、廃棄物が発生をした都道府県で処理をする方針になっております。

今般、環境省は指定廃棄物の今後の処理の方針を公表し、既存施設の活用を引き続き検討してまいりたいと思っておりますが、現実的にはこれが極めて厳しい状況でございますので、今後3年程度を目途に、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場の確保を国自身で目指してまいりたいと考えております。

指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合の設置場所につきましては、国有地を活用することも含めて検討してまいりますので、各省の御協力をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

もう一度申し上げますが、これは福島県以外でこういった廃棄物が発生をしている都道府県がございますので、各省の御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の議題に対する御意見がございましたら御発言を申し上げます。

では、平野文科大臣。

○平野文部科学大臣 先ほど言いかけましたが、今回新たな区域設定に関し、原子力損害賠償紛争審査会では3月16日に中間指針第2次追補を策定いたしました。新たな設定区域における精神的損害や不動産に関わる財物価値の喪失・減少等についての賠償が認められる一定の範囲が示されたところでございます。

今後は、この指針に基づきまして、東京電力による具体的な賠償が個別に進められていくことが必要であります。今回の事故は発電所立地区域の住民の方々はもとより、国民全体に広範な被害をもたらしているという点では、我が国の損害賠償の歴史上、類を見ないものと考えられます。今後とも、社会的に大きな関心が示されると予想されます。

したがいまして、100 万件を大きく上回るとも言われる極めて多数の被害者の方々に対して、しっかりとした賠償を行っていくためには、まだまだ幾つもの困難な課題がございます。これらを克服していくためには、当事者の東電だけではなく、東電を所管する枝野経済産業大臣を始めとした関係閣僚の御協力が不可欠であると、かように考えております。

文科省としても、指針の趣旨を東電に対し徹底し、誠意ある柔軟な対応を要請するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介などの枠組みを活用しながら、被害者の方々の御支援に取り組んでいきたいと思っております。特に今の体制では不十分なものですから、体制補強をしてやらないと不満だけが残られるということでもありますので、精一杯頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。

それでは、復興大臣お願いします。

○平野復興大臣 今回の警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴いまして、避難住民の方がふるさとに帰還し、生活再建できるよう環境を整えることが喫緊の課題となってきました。

しかし、その一方で、中長期にわたって帰還が困難となる区域も明らかになってきておりまして、こうした区域から避難されている方々に対しては、円滑な賠償を含めた支援についてしっかりと取り組むことが重要であると思っております。

一方、先ほど細野大臣からも指摘されましたように、東京電力福島第一につきましては、短期的には敷地内に設置されている設備は仮設であり、恒久的なものとなっていないことへの対応が必要であること。

それから、中長期的にはデブリの取り出しに関し、現時点では具体的な方策が確定していないといった不確実性があることなどから、周辺住民には不安感があるというふうに私も感じています。

また、これからの円滑な廃炉作業実施のために、十分な用地を確保することも必要ではないかと考えます。

こうした点を考慮した上で、周辺地域の自治体や住民に対して丁寧に対応していくことが必要であると考えます。

以上を踏まえますと、今は放射線量の高低によって見直しというか、区域を設定しておりますけれども、放射線量の高低とは別の考え方に立ちまして、東電福島第一の敷地に近接する一部の地域につきまして、長期にわたって住民の居住を制限し、一定のスペースを確保するなどの対応を検討した方がいいのではないかと思います。

ただ、この場合、今回の検討はあくまでも潜在的なリスクに備えたバッファといったものを確保するものでありまして、原子炉そのものについては冷温停止状態が確保されているということから、危険な状態にはないと

いうことを周辺住民の方々に十分に説明し、誤解を招かないようにしていくことも重要だと思えます。

こうしたことについては、国が一方的に決定するのではなく、関係する自治体と密に連携し、10年、20年先を見据えた中長期の町全体の在り方を議論する中で検討していくことがいいのではないかと思います。

以上であります。

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。

そのほか、皆さんの方からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

貴重な御意見を皆様からいただきましてありがとうございました。これから中長期の復興の在り方を議論する中で、先ほど平野大臣からお話がありましたけれども、オンサイトとオフサイトの両方の連携は極めて重要になりますので、自治体の皆さんともしっかりと連携をしながら取り組んでまいりたいと思います。

それでは、最後に野田総理から御発言をお願いしますので、プレスの方に入ってください。

(プレス入室)

○細野原発事故担当大臣 それでは、野田内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○野田内閣総理大臣 中長期ロードマップに従って廃炉に向けた作業が進められているところでありますけれども、今後、東電福島第一原発における仮設設備の恒久的な設備への更新など、発電所の信頼性向上対策に万全を期していただきたいと思えます。

特に、周辺住民の皆様が抱く不安感に対して、プラントの現状や今後の対策について、地元自治体や住民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明を徹底していただきたいと思えます。

また、本日、原災本部として、川内村、田村市、南相馬市の警戒区域及び避難指示区域を見直す決定を行いました。

故郷への帰還に向けた一歩を踏み出した地域については、住民の皆様が一日も早く故郷に帰還できるよう、政府一丸となって生活再建に向けた環境整備や雇用の創出などに取り組んでまいります。

これから区域の見直しを行う市町村については、引き続き、自治体や住民などの関係者と精力的に調整を行い、早期に関係者の合意が得られるよう、最大限努力していく必要があります。

事故発生から1年が経過した現在も、多くの住民が故郷を離れ、長く困難な避難生活に耐えている現実を決して忘れることなく、被災地や被災された皆様にしっかりと寄り添い、国が責任をもって、きめ細かに対応をしていくことが重要であります。

被災地の再生・復興に向けて、引き続き、関係閣僚の御尽力をお願いいたし

ます。

○細野原発事故担当大臣 プレスの方は、ここで御退席をお願いいたします。  
(プレス退室)

○細野原発事故担当大臣 それでは、以上をもちまして、「第 24 回原災本部会議」を終了いたします。

ありがとうございました。

以上